

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年4月17日付け及び同年5月16日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社C店（以下「事業場」という。）に雇用され、洗車業務に従事していた。

2 請求人は、平成29年9月23日、洗車作業中、左手母指と示指の間を車のスライドドアに挟み負傷し（以下「本件受傷」という。）、同月27日、D医療機関を受診したところ、「左母指捻挫」と診断された。

その後、請求人は、同年11月下旬頃、左手首関節の辺りまで腫れが生じ、左手がほとんど使えない状態になり、同月23日から休業し、同月27日、D医療機関を再度受診したところ、「左手関節炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付並びに平成29年11月23日から同年12月26日までの間及び同月27日から平成30年4月16日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は療養補償給付については支給する旨の処分をしたが、休業補償給付については支給しない旨の各処分（以下、休業補償給付を支給しない旨の各処分を併せて「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、平成30年12月20日付けでこれ

を棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、以下のとおり主張するので、本件受傷と本件傷病との相当因果関係について検討する。

(2) 請求人は、本件受傷のため、平成29年9月27日にD医療機関を受診し、「左母指捻挫」と診断された。請求人は申述において、D医療機関E医師から仕事を続けながらであれば1か月程度治療に時間がかかるだろうといわれたため、痛みを我慢しながら勤務を継続していたところ、その後同年11月下旬頃には左手首関節まで腫れが生じたことから、同月23日から休業した。その後、同月27日D医療機関を再受診したところ休業を要すといわれた旨述べている。

(3) 請求人は、本件傷病について、医師からは当初受傷した左母指捻挫をかばうために過大な負担がかかり、その結果として併発した疾病であると聞いた旨述べるものの、請求人自身は、左手首をかばっていたという意識はあまりないとも述べている。

(4) 本件について、E医師は、本件傷病の発症機序に関して、平成30年1月10日付け意見書において、要旨、「左手母指を車のドアに挟んで捻挫後、痛みを耐えながら仕事をしていたところ、左手関節痛が出現したとのことで、左手母指をかばって仕事をしたためと考えられる。」と述べているが、労働局地方労災医

員F医師は、同年3月22日付け意見書において、要旨、「本件傷病の原因は不詳。受傷直後の病名に手関節に関するものなし。受傷後2か月経過して腫れてきたことに医学的に受傷との因果関係を認めることはできない。」と述べている。この点、D医療機関の診療録をみても、本件受傷後、再受診をした平成29年11月27日までの間、本件傷病に関する請求人からの申立ても認められず、F医師の意見は是認できる。

一方、E医師の意見書は、決定書理由で説示するとおり、請求人の診察時における主訴に基づいて作成されたものであり採用することができない。

したがって、医学的見地から、本件受傷と本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできない。

(5) そうすると、本件傷病は業務上の事由によるものということとはできない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月23日